

平成28年度答申第2号

平成28年10月3日

印西市長 板倉正直様

印西市情報公開・個人情報保護審査会

会長 伊藤義文

地域包括支援センターシステムの通信回線（オンライン）結合による
実施機関以外のものへの個人情報の提供について（答申）

平成28年7月12日付け印西高第316号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

結論

- 1 地域包括支援センターシステムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供（以下「本件第三者提供」という。）のうち、要支援認定者の個人情報を提供することについては妥当と判断する。
- 2 本件第三者提供において、支援を要しない65歳以上の住民の個人情報を提供することについては、まず、広く住民の意見を求める機会を設けるべきであって、現時点において直ちに当審査会による審査になじむ性質のものではなく、当審査会として相当と判断することはできない。

理由

1 実施機関の説明

実施機関では、現在3ヶ所設置している地域包括支援センターを5ヶ所に増設し、平成29年4月1日より民間に業務を委託し、住民の相談・支援を行う予定である。業務引き継ぎについては、平成29年2月1日からを予定している。

また、業務委託後に、地域包括支援センターの業務である「総合相談業務」「権利擁護業務」「介護予防ケアマネジメント業務」を円滑に実施するために、オンライン結合による個人情報の提供を予定している。

提供する個人情報は、65歳以上の住民の氏名、性別、生年月日・年齢、住所及び電話番号（以下「基本的事項」という。）及び要支援認定者に関する情報（基本的事項の外、身体の状態、家庭の状態、生活の状態及びサービス利用状況等をいう。）である。

上記オンライン結合による情報提供に関するセキュリティについては、まず、専用回線（フレッツVPNワイド）を使用し、インターネットに接続せず、特定の拠点のみと接続するネットワークを構築し、セキュリティ面の強化を図る。また、システム操作にあたっては、操作員ごとにID・パスワードを付与し、ユーザー認証を行うことで、操作履歴の確認なども行うことができる。

2 要支援認定者に関する情報等の第三者提供について

(1) 前記説明によれば、要支援認定者に関する情報等に係る本件第三者提供によって、当該要支援認定者の介護・保健・福祉・医療の向上を図ることができるものであって、公益上の必要性が認められ、かつ通信上の基本的なセキュリティが確保されており、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるものであることから、審査会としてはこれを妥当と判断する。

(2) なお、当審査会は実施機関に対し、上記のシステムから個人情報を印刷するなどして、紙媒体で取り扱う場合は、情報漏洩に対する安全対策を十分確保されるよう求め、あわせて委託先においても同様の安全対策を講じることを義務付けることを求める。

3 要支援認定者以外の65歳以上の住民に係る個人情報の第三者提供について

(1) 次に、実施機関の説明によれば、本件第三者提供は、支援を要しない65歳以上の住民の個人情報も含めて提供するものとされている。実施機関は、本件第三者提供について、実施機関において支援を要すると認定されていない65歳以上の住民についても、実際には支援が必要とされている者が潜在しており、こうした住民に対する適切なサポートを実施することができるとしてその有用性を説明しようとしている。

(2) 上記実施機関の説明にあるような側面を否定することはできないとしても、本件第三者提供は、65歳以上の住民一般について、基本的事項の流通範囲を実施機関以外にまで拡大させるものであって、その対象者の範囲

の広汎であること、対象者の属性から見て、その情報流通範囲について、当審査会が補完的に判断をする必要を一般に認めることができず、対象者の自己決定権を尊重する必要があることに鑑みれば、本件第三者提供の必要性及び相当性については、少人数で構成される当審査会の判断によってその適否の判断をすることは適当とはいいがたく、むしろ広く住民の意見を募ることが適切な事案であると考えられる。

- (3) 当審査会においては、本件第三者提供における前記の有用性を認めてこれを支持したいと判断する委員もいたが、上記のとおり、一般的に見て対象者の自己決定権につき特段の制約要因を認めることができないものであることから、これを直ちに相当とすることは適当でないとする委員が多数を占めたことから、上記結論記載のと通りの答申とした。

答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄